

日本中央競馬會會報

第 73 卷 第 5 号

令和 8 年 7 月 24 日 発行

目 次

☆馬主登録 (1)

☆馬主登録取消 (2)

☆競馬会記事 (2)

令和 8 年 5 月 21 日～令和 8 年 6 月 20 日

馬主登録

登録年月日	馬 主 氏 名	馬主登録番号	所 属 馬 主 協 会
-------	---------	--------	-------------

なし

馬主登録取消

取消年月日	馬主氏名	馬主登録番号	所属馬主協会
-------	------	--------	--------

なし

競馬会記事

令和8年日本中央競馬会理事長達第23号

日本中央競馬会電話・インターネット投票実施規則の一部を改正
する通達

日本中央競馬会電話・インターネット投票実施規則（平成28年理事長
達第28号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和8年8月3日から施行する。

日本中央競馬会電話・インターネット投票実施規則 新旧対照表

改 正 後		現 行	
別表 1		別表 1	
会員種別	銀行	会員種別	銀行
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
即 P A T 会員	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 PayPay銀行 楽天銀行 <u>ドコモSMTBネット銀行</u> auじぶん銀行 ゆうちょ銀行	即 P A T 会員	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 PayPay銀行 楽天銀行 <u>住信SBIネット銀行</u> auじぶん銀行 ゆうちょ銀行

令和8年日本中央競馬会理事長達第24号

騎手災害補償運営規則の一部を改正する通達

騎手災害補償運営規則（昭和32年理事長達第3号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行日）

- 1 この通達は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この通達による改正後の騎手災害補償運営規則の規定は、施行日以後に発生した事故に係る災害補償について適用し、施行日の前日以前に発生した事故に係る災害補償については、なお従前の例による。

騎手災害補償運営規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
(目的) 第1条 この規則は、騎手（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第43条の規定により騎手の免許を受けている者をいい、同規程第60条の規定により本会の騎手の免許を受けている者を除く。以下同じ。）が競走中、調教中その他本会の管理下にあると認められたときに発生した事故による死亡又は傷病に関する災害補償について定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 競走中 次に掲げる競走において、騎手が、騎乗する馬の装鞍をしている間及び乗馬命令を受けた時から脱鞍、後検量の受検その他当該競走にかかる行為を完了するまでの間をいう。 イ・ロ 〔略〕 ハ 補償対象渡航をする騎手が、当該補償対象渡航の期間中に騎乗する外国の競馬の競走 〔削る。〕 (2) 調教中 本会の競馬場、トレーニング・センター及び競馬学校の施設（以下「本会の施設」という。）、前号ロの競走に出走する馬の調教が行われる施設（地方競馬の主催者の管理下にあるものに限る。）又は補償対象渡航をする騎手が、当該補償対象渡航の期間中に競走馬の調教のための施設において、調教のため騎乗した時から下馬した時までの間をいう。 (3) 補償対象渡航 騎手が、次に掲げる事項を目的として本邦外に渡航すること（現に本邦外にある騎手が、次に掲げる事項を行うことを含む。）をいう。	(目的) 第1条 この規則は、騎手が競走中、調教中その他本会の管理下にあると認められたときに発生した事故による死亡又は傷病に関する災害補償について定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 競走中 次に掲げる競走において、騎手が、騎乗する馬の装鞍をしている間及び乗馬命令を受けた時から後検量を終了した時（後検量を受けない場合にあつては、下馬した時）までの間をいう。 イ・ロ 〔略〕 ハ 本会が外国に騎手を派遣する場合において、当該期間中に当該騎手が騎乗する外国の競馬の競走 ニ 理事長が指定する外国の競馬の競走について（平成7年理事長達第63号）に規定する競走に出走する本会の競走馬登録を受けている馬に騎乗するために騎手が渡航する場合において、当該期間中に当該騎手が騎乗する外国の競馬の競走 (2) 調教中 本会の競馬場、トレーニング・センター及び競馬学校の施設（以下「本会の施設」という。）又は地方競馬指定交流競走若しくは前号ハ及びニの外国の競馬の競走（以下単に「外国の競馬の競走」という。）に出走する馬の調教が行われる施設において、調教のため騎乗した時から下馬した時までの間をいう。 〔新設〕

イ <u>騎手招待競走（外国の競馬機関が実施する競走であって、騎手の招待を伴うものをいう。）に騎乗すること</u> ロ <u>外国の競馬の競走において本会の競走馬登録を受けている馬に騎乗すること</u> ハ <u>外国の競馬の競走に出走する本会の競走馬登録を受けている馬の調教に騎乗すること</u> (4) 〔略〕〔条項移動〕	(3) 〔略〕
（補償対象渡航に係る届出等） 第5条の2 <u>補償対象渡航</u>をする騎手は、<u>渡航先</u>、<u>期間</u>、<u>騎乗予定日</u>その他の必要な事項について、あらかじめ<u>トレーニング・センター場長</u>を経て理事長に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつた場合、本会は、理事長が指定する保険会社との間に、当該騎手を被保険者とする海外旅行傷害保険（以下「<u>傷害保険</u>」という。）の契約を締結するものとする。	（外国の競馬の競走に係る届出等） 第5条の2 <u>外国の競馬の競走に騎乗するために渡航しようとする騎手は</u>、<u>渡航先</u>、<u>滞在期間</u>、<u>騎乗予定日</u>その他の必要な事項について、あらかじめ<u>トレーニング・センター場長</u>を経て理事長に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつた場合、本会は、理事長が指定する保険会社との間に、当該騎手を被保険者とする海外旅行傷害保険（以下「<u>傷害保険</u>」という。）の契約を締結するものとする。
（補償の例外） 第7条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には補償の全部又は一部を行わないことがある。 (1) 〔略〕 (2) 補償の申出について不実の申立てが<u>あつた</u>とき。 (3) 正当な理由がなくて療養に関する医師の指示に<u>従わなかつた</u>とき。 (4) 第5条の2第1項の規定による届出を<u>行わなかつた</u>とき。 (5) 〔略〕	（補償の例外） 第7条 次の各号の<u>一</u>に該当する場合には補償の全部又は一部を行わないことがある。 (1) 〔略〕 (2) 補償の申出について不実の申立てが<u>あつた</u>とき。 (3) 正当な理由がなくて療養に関する医師の指示に<u>従わなかつた</u>とき。 (4) 第5条の2第1項の規定による届出を<u>行わなかつた</u>とき。 (5) 〔略〕
（障害補償） 第14条 障害補償は、競走中の事故又は調教中等の事故に起因する傷病が<u>治つた</u>とき身体に別表に規定する障害の等級（以下「<u>障害等級</u>」という。）に該当する程度の障害が存する者（以下「<u>障害補償支給対象者</u>」という。）に対し、その申出に基づき行うものとする。 2 前項の申出は、障害補償支給対象者が<u>騎手</u>としての免許を有さないこととなつた日（2以上あるときはそれぞれの日。以下「<u>基準日</u>」という。）	（障害補償） 第14条 障害補償は、競走中の事故又は調教中等の事故に起因する傷病が<u>治つた</u>とき身体に別表に規定する障害の等級（以下「<u>障害等級</u>」という。）に該当する程度の障害が存する者（以下「<u>障害補償支給対象者</u>」という。）に対し、その申出に基づき行うものとする。 2 前項の申出は、障害補償支給対象者が<u>日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「<u>施行規程</u>」という。）第43条に定め</u>

から基準日を起算日として5年を経過する日までの間（基準日において競走中の事故又は調教中等の事故に起因する傷病が治っていない場合は、当該傷病が治った日（以下「傷病治癒日」という。）の翌日から傷病治癒日の翌日を起算日として5年を経過する日までの間）に、1回行うことができる。

- 3 理事長は、第1項の申出を適当と認めたときは、時期を定めて、障害補償支給対象者の障害等級及び競走中の事故による場合と調教中等の事故による場合との別（以下「障害等級等」という。）に応じて別表に定める額（当該障害補償支給対象者が障害補償金の交付を受けたことがある場合にあつては理事長が定める額）を障害補償金として交付する。この場合において、障害等級に該当する障害が2以上存する者の障害等級等は、理事長が定めるところによる。

（特別補償）

第15条 騎手が競走中又は調教中等の事故により死亡し、又は騎手としてその業を営むことができなくなった場合であつて理事長が特に必要があると認めたときは、当該騎手又はその遺族に対して、特別補償金として競走中の事故については4,000,000円以内を、調教中等の事故については2,000,000円以内を交付することがある。

（遺族補償）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 障害補償支給対象者が第14条第1項に定める申出を行うことなく同条第2項に定める期限の日までに死亡した場合であつて理事長が特に必要があると認めたときは、その者に同条に定める障害補償を行うこととした場合に交付される障害補償金の額を超えない範囲で、その遺族に対して遺族補償金を交付することがある。

（補償金の受領）

第17条 特別補償金（騎手が死亡した場合に交付されるものに限る。次項及び次条において同じ。）又は遺族補償金を受ける者の順位は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

る本会騎手としての免許を有さないこととなつた日（2以上あるときはそれぞれの日。以下「基準日」という。）から基準日を起算日として5年を経過する日までの間（基準日において競走中の事故又は調教中等の事故に起因する傷病が治っていない場合は、当該傷病が治った日（以下「傷病治癒日」という。）の翌日から傷病治癒日の翌日を起算日として5年を経過する日までの間）に、1回行うことができる。

- 3 理事長は、第1項の申出を適当と認めたときは、時期を定めて、障害補償支給対象者の障害等級及び競走中の事故による場合と調教中等の事故による場合との別（以下「障害等級等」という。）に応じて別表に定める額（当該障害補償支給対象者が障害補償金の交付を受けたことがある場合にあつては理事長が定める額）を障害補償金として交付する。この場合において、障害等級に該当する障害が2以上存する者の障害等級等は、理事長が定めるところによる。

（特別補償）

第15条 騎手が競走中又は調教中等の事故により死亡し、又は騎手としてその業を営むことができなくなつた場合であつて理事長が特に必要があると認めたときは、当該騎手又はその遺族に対して、特別補償金として競走中の事故については4,000,000円以内を、調教中等の事故については2,000,000円以内を交付することがある。

（遺族補償）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 障害補償支給対象者が第14条第1項に定める申出を行うことなく同条第2項に定める期限の日までに死亡した場合であつて理事長が特に必要があると認めたときは、その者に同条に定める障害補償を行うこととした場合に交付される障害補償金の額を超えない範囲で、その遺族に対して遺族補償金を交付することがある。

（補償金の受領）

第17条 特別補償金（騎手が死亡した場合に交付されるものに限る。次項及び次条において同じ。）又は遺族補償金を受ける者の順位は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 子、父母（養父母を先にし、実父母を後にする。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、騎手の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は騎手の死亡当時これと生計を一にしていた者（その順位は記載の順序による。） (3) 〔略〕 (4) 騎手の死亡当時その収入によって生計を維持していた者 2 特別補償金又は遺族補償金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合における当該補償金の額は、前2条の規定にかかわらず、特別補償金にあっては第15条の規定により交付されるべき額、遺族補償金に<u>あっては前条の規定により交付されるべき額をそれぞれその人数で除して得た額とする</u>。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。 第18条 特別補償金又は遺族補償金を受けるべきで<u>あつた</u>者が死亡した場合には、当該補償金を受ける権利は消滅する。 2 〔略〕	(2) 子、父母（養父母を先にし、実父母を後にする。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、騎手の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は騎手の死亡当時これと生計を一にしていた者（その順位は記載の順序による。） (3) 〔略〕 (4) 騎手の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者 2 特別補償金又は遺族補償金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合における当該補償金の額は、前2条の規定にかかわらず、特別補償金に<u>あつては第15条の規定により交付されるべき額、遺族補償金にあっては前条の規定により交付されるべき額をそれぞれその人数で除して得た額とする</u>。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。 第18条 特別補償金又は遺族補償金を受けるべきで<u>あつた</u>者が死亡した場合には、当該補償金を受ける権利は消滅する。 2 〔略〕
（補償と傷害保険による給付との調整） 第23条の3 <u>補償対象渡航</u>に係る補償を受けるべき事故による死亡又は傷病若しくはそれに起因する障害に関し、騎手又はその遺族が第5条の2第2項に規定する傷害保険により医療補償、障害補償金又は遺族補償金に相当する給付を受けることができる場合は、医療補償又は障害補償金若しくは遺族補償金（第19条第1項の規定により遺族補償金に加算して交付される補償金を含む。）の交付は、当該傷害保険による給付の額の限度において、行わない。 （外国の騎手に関する特例等） 第24条 この規則の規定は、<u>施行規程第44条第1項ただし書の規定による臨時の免許試験に合格して本会の免許を受けている騎手（以下「外国の騎手」という。）が本邦外への渡航（補償対象渡航を含む。）をする場合は、当該渡航中に発生した事故については、適用しない。</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、外国の騎手に係るこの規則の規定の適用については、理事長が別に定める。</u>	（補償と傷害保険による給付との調整） 第23条の3 <u>外国の競馬の競走</u>に係る補償を受けるべき事故による死亡又は傷病若しくはそれに起因する障害に関し、騎手又はその遺族が第5条の2第2項に規定する傷害保険により医療補償、障害補償金又は遺族補償金に相当する給付を受けることができる場合は、医療補償又は障害補償金若しくは遺族補償金（第19条第1項の規定により遺族補償金に加算して交付される補償金を含む。）の交付は、当該傷害保険による給付の額の限度において、行わない。 （適用除外） 第24条 この規則の規定は、<u>施行規程第60条の規定の適用を受けて本会の免許を取得した騎手については、適用しない。</u> 〔新設〕

令和８年日本中央競馬会理事長達第25号

外国の騎手に関する騎手災害補償運営規則の特例を定める規則の
一部を改正する通達

外国の騎手に関する騎手災害補償運営規則の特例を定める規則（平成
18年理事長達第11号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和８年７月１日から施行する。

外国の騎手に関する騎手災害補償運営規則の特例を定める規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
(目的) 第1条 この規則は、騎手災害補償運営規則（昭和32年理事長達第3号。以下「補償規則」という。）第24条第2項の規定により、外国の騎手に係る補償規則の規定の適用に関する特例を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、外国の騎手（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第44条第1項ただし書の規定による臨時の免許試験（以下「臨時試験」という。）に合格して本会の免許を取得した騎手という。以下同じ。）に関する災害補償について、騎手災害補償運営規則（昭和32年理事長達第3号。以下「補償規則」という。）の特例を定めることを目的とする。
(医療補償に関する特例) 第3条 補償規則第8条第1項本文の規定にかかわらず、外国の騎手が競走中の事故又は調教中等の事故（以下単に「事故」という。）が発生した後に本邦外に渡航した場合においては、その渡航後に係る当該事故に関する医療補償は行わない。 (障害補償に関する特例) 第4条 外国の騎手に対する障害補償金の交付に係る補償規則第14条の規定の適用については、同条第3項中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額の半額」とする。 2・3 〔略〕	(医療補償に関する特例) 第3条 補償規則第8条本文の規定にかかわらず、外国の騎手が競走中の事故又は調教中等の事故（以下単に「事故」という。）が発生した後に本邦外に渡航した場合においては、その渡航後に係る当該事故に関する医療補償は行わない。 (障害補償に関する特例) 第4条 外国の騎手に対する障害補償金の交付に係る補償規則第14条の規定の適用については、同条第2項中「日本中央競馬会競馬施行規程第43条に定める本会騎手としての免許」とあるのは、「臨時試験に合格して取得した本会騎手としての免許」と、同条第3項中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額の半額」とする。 2・3 〔略〕
〔削る。〕	(外国の競馬の競走に騎乗する場合に関する特例) 第8条 外国の騎手が本会の免許を受けている期間中に外国の競馬の競走に騎乗する場合においては、補償規則の規定は適用しない。

